

# 甘楽町景観誘導地域指定による屋外広告物の規制について

群馬県では、(仮称)甘楽PAスマートインターチェンジの開通に先がけ、周辺地域において広告物の規制を行い景観を保全していきます。

## 景観誘導地域の指定について

### (1) 景観誘導地域とは

群馬県では、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、平成29年度に「景観誘導地域」制度を新設しました。

景観誘導地域に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うことが可能となり、今までに現在建設中の上信自動車道の未供用区間(H29.4)及び供用区間(ハッ場・長野原バイパス:H31.1)が指定されています。

### (2) 景観誘導地域の指定

現在整備中である上信越自動車道(仮称)甘楽PAスマートIC周辺は、高速道路から降りてきた訪問客が最初に目にする甘楽町の風景となり、甘楽町の玄関口としてふさわしい景観形成が求められる地域であることから、群馬県では景観誘導地域に指定することにより、景観の保全を図っていきます。

## 甘楽町景観誘導地域指定区間

【景観誘導地域の名称】 甘楽町景観誘導地域

【景観誘導地域の範囲】

指定区間：(仮称)甘楽PAスマートICから一般県道金井小幡線との交差点までの道路区間及びその交差点から100mまでの区間

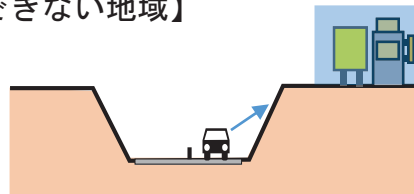
区域：指定路線の中心線から100mの範囲  
ただし、指定路線から展望できない地域(※)は除く

## 屋外広告物の規制

景観誘導地域内では、指定道路に向けて表示する屋外広告物を原則禁止としますが、「指定道路に接する店舗などにおける景観に配慮した自家広告物」と「統一デザイン集合看板」であれば、設置可能とする基準を盛り込んだ屋外広告物の規制とします。

※概要は裏面参照

(※)【展望できない地域】



指定路線から100m以内の地域であっても、指定路線から展望できない地域は景観誘導地域となりません。

## 指定区間周辺図



## 指定区間拡大図



# 指定地域における許可基準の特例

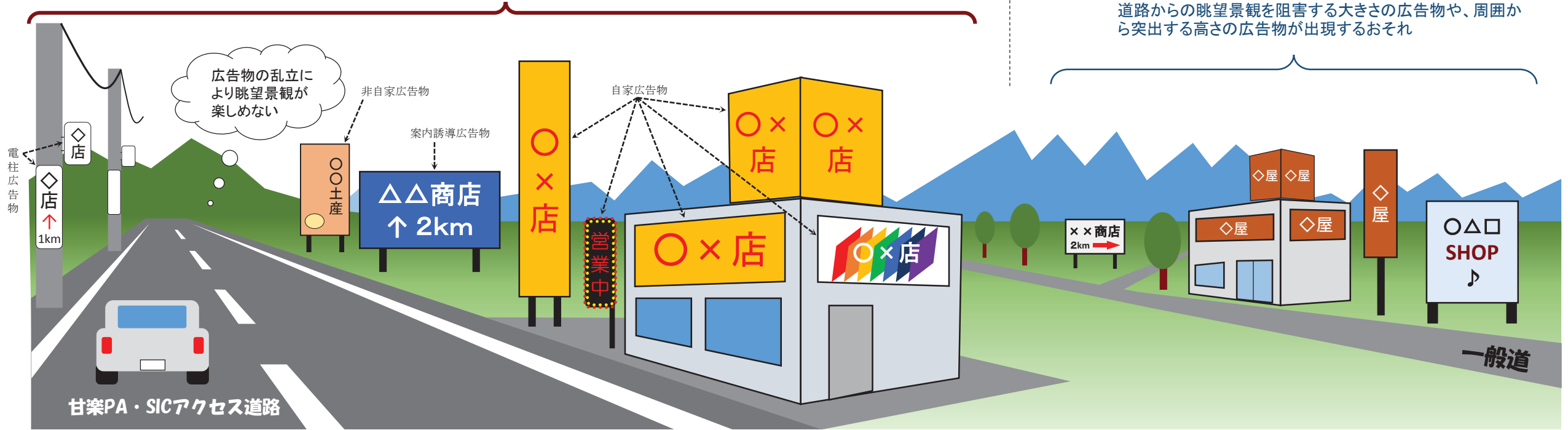
## (1) 許可基準の特例の概要

### <甘楽町景観誘導地域導入のイメージ>

#### ○ 景観誘導地域に指定しなかった場合（従来の許可基準と同じ）

##### ● 甘楽SIC周辺道路に向けた広告物

道路からの眺望景観を直接阻害する広告物が出現するおそれ



特例設定の方針

指定路線からの良好な眺望景観を保全するため、以下の方針で基準を設定する。

【原則】 指定路線に向けて表示する屋外広告物を防止

【例外】 指定路線に接する店舗等の自家広告物については以下の点に配慮した上で設置可

- ① 周囲の建造物から突出する高さの屋外広告物を防止
- ② 面積の大きな屋外広告物を防止
- ③ 色彩から受ける視覚情報の煩雑さを防止

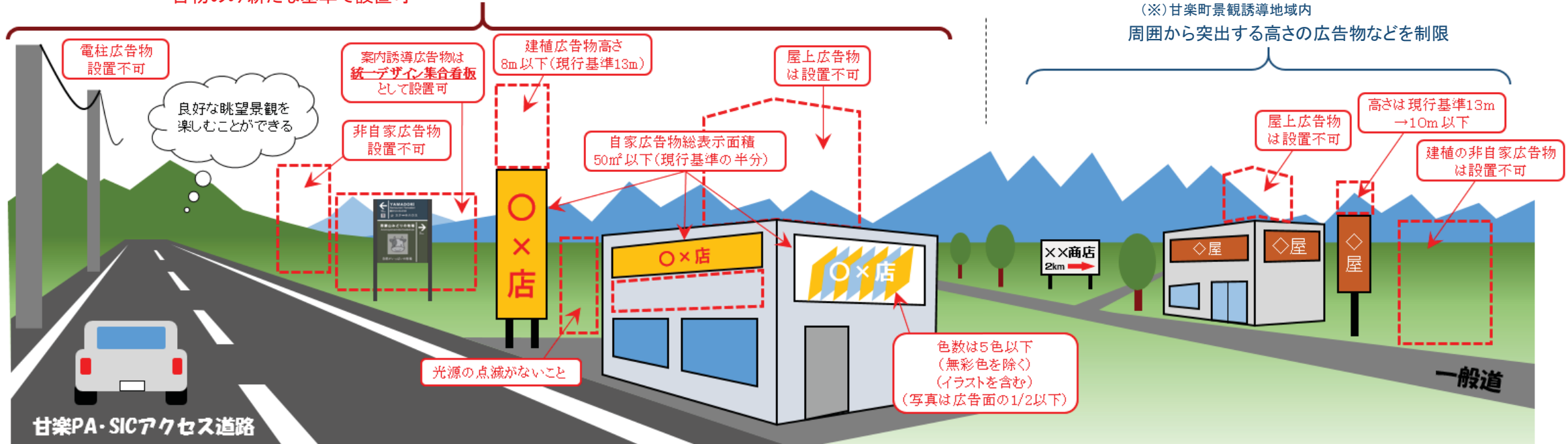
##### ● 一般道に向けた広告物

道路からの眺望景観を阻害する大きさの広告物や、周囲から突出する高さの広告物が出現するおそれ

#### ○ 景観誘導地域に指定した場合（許可基準の特例を設けた場合）

##### ● 甘楽SIC周辺道路に向けた広告物

指定路線からの良好な眺望景観を保全するため指定路線に接する店舗等の自家広告物のみ新たな基準で設置可



##### ● 一般道(※)に向けた広告物

(※) 甘楽町景観誘導地域内  
周囲から突出する高さの広告物などを制限

(2) 規制内容のイメージ(代表例)

### ① 指定路線に向けて表示する場合

《自家広告物》  
〔自らの店舗等に店名などを掲示するもの〕  
屋上広告物は禁止

《非自家広告物》  
〔自家広告物以外のもの〕

《案内誘導広告物(建植)》  
〔施設などへの誘導目的のもの〕

設置不可

総量50m<sup>2</sup>以下

※指定路線に接道する店舗等に限る

### ② 景観誘導地域内の一般道に向けて表示する場合

《自家広告物》

《非自家広告物》

《案内誘導広告物(建植)》  
〔道路からの距離に関わらず一定基準〕  
表示一面面積: 3.3m<sup>2</sup>以下  
高さ: 5.0m以下

設置不可

総量100m<sup>2</sup>以下

広告 5m

集合看板の場合10m<sup>2</sup> (一面3.3m<sup>2</sup>以下)

※ 現行の許可地域・禁止地域及び上記ケースの許可基準の一覧については別紙を参照してください。

(3) 案内誘導広告物の例外的取扱い

指定区域となっている景観誘導地域内であっても、規則で定める統一デザイン集合看板は設置可能とする。



集合看板のイメージ (上信自動車道景観誘導地域の例)

#### モジュールの構成

1者あたりの面積は 3.3 平米未満

表示パネルの総面積は 10 平米未満

#### ユニット形状のルール

広告が埋まらない場合でも、パネルを無表示で設定することで、看板形状を一定に保持し、景観との調和を図る。

上端と下端をあわせる。

既存の屋外広告物の取扱い (条例改正で規定済み)

景観誘導地域の新基準に適合しない既存の屋外広告物については、建て替える時、若しくは変更・改造する時まで、引き続き設置可能とする。